

コード表

◎ 業務種別コード
(主たる業務1つ)

コード	業務種別
1	保健師
2	助産師
3	看護師
4	准看護師

◎ 保健所コード(従事場所を管轄する保健所)

コード	保健所名	コード	保健所名	コード	保健所名	コード	保健所名
01	千葉市保健所	06	柏市保健所	11	八日市場地域保健センター	16	鴨川地域保健センター
02	習志野保健所	07	野田保健所	12	山武保健所	17	君津保健所
03	船橋市保健所	08	印旛保健所	13	長生保健所	18	市原保健所
04	市川保健所	09	香取保健所	14	夷隅保健所		
05	松戸保健所	10	海匝保健所	15	安房保健所		

◎ 都道府県コード(免許証発行都道府県・保健所名)

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	保健所名
01	北海道	25	滋賀	60	茨城県水戸保健所
02	青森	26	京都	61	茨城県ひたちなか保健所
03	岩手	27	大阪	62	茨城県常陸大宮保健所
04	宮城	28	兵庫	63	茨城県日立保健所
05	秋田	29	奈良	64	茨城県鉾田保健所
06	山形	30	和歌山	65	茨城県潮来保健所
07	福島	31	鳥取	66	茨城県竜ヶ崎保健所
08	茨城	32	島根	67	茨城県土浦保健所
09	栃木	33	岡山	68	茨城県つくば保健所
10	群馬	34	広島	69	茨城県筑西保健所
11	埼玉	35	山口	70	茨城県常総保健所
12	千葉	36	徳島	71	茨城県古河保健所
13	東京	37	香川	72	茨城県中央保健所
14	神奈川	38	愛媛	73	茨城県水戸市保健所
15	新潟	39	高知		
16	富山	40	福岡		
17	石川	41	佐賀		
18	福井	42	長崎		
19	山梨	43	熊本		
20	長野	44	大分		
21	岐阜	45	宮崎		
22	静岡	46	鹿児島		
23	愛知	47	沖縄		
24	三重	50	関西広域連合		

◎ 市町村コード(従事場所の所在地)

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
202	銚子市	228	四街道市		長生郡
203	市川市	229	袖ヶ浦市	421	一宮町
204	船橋市	230	八街市	422	睦沢町
205	館山市	231	印西市	423	長生村
206	木更津市	232	白井市	424	白子町
207	松戸市	233	富里市	426	長柄町
208	野田市	234	南房総市	427	長南町
210	茂原市	235	匝瑳市		夷隅郡
211	成田市	236	香取市	441	大多喜町
212	佐倉市	237	山武市	443	御宿町
213	東金市	238	いすみ市		安房郡
215	旭市	239	大網白里市	463	鋸南町
216	習志野市				
217	柏市		印旛郡		千葉市
218	勝浦市	322	酒々井町	101	中央区
219	市原市	329	栄町	102	花見川区
220	流山市		香取郡	103	稲毛区
221	八千代市	342	神崎町	104	若葉区
222	我孫子市	347	多古町	105	緑区
223	鴨川市	349	東庄町	106	美浜区
224	鎌ヶ谷市		山武郡		
225	君津市	403	九十九里町		
226	富津市	409	芝山町		
227	浦安市	410	横芝光町		

◎ 従事場所コード

コード	従事場所	コード	従事場所
10	病院	61	社会福祉施設(老人福祉施設)
21	診療所(有床)	62	社会福祉施設(児童福祉施設)
22	診療所(無床)	63	社会福祉施設(その他)
31	助産所開設者(分娩取扱有)(35,36を除く)	71	保健所
32	助産所開設者(分娩取扱無)(35,36を除く)	72	県(62,71を除く)
33	助産所従事者(分娩取扱有)(35,36を除く)	73	市町村(62,71を除く)
34	助産所従事者(分娩取扱無)(35,36を除く)	80	事業所
35	助産所出張のみによる者(分娩取扱有)	91	看護師等学校養成所
36	助産所出張のみによる者(分娩取扱無)	92	研究機関
41	訪問看護ステーション(管理者)	99	その他
42	訪問看護ステーション(従事者)		
51	介護保険施設等(介護老人保健施設)		
52	介護保険施設等(介護医療院)		
53	介護保険施設等(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム))		
54	介護保険施設等(居宅サービス事業所)		
55	介護保険施設等(居宅介護支援事業所)		
56	介護保険施設等(その他)		

インターネットからの届出が便利です!

お手持ちのPC・スマートフォンから
『医療従事者届出システム』で検索。

※届出の提出は、本届出用紙か上記システムのどちらかの方法で、
1人1回行ってください。
※上記システムからの届出を希望する場合は、機関管理者(とりまとめ担当)の方にご相談の上、ご提出ください。
医療機関等に勤務しない医療従事者個人の方は紙による届出となります。